

「四国の右下」移住アドバイザー配置事業委託業務 公募型プロポーザル募集要項

令和5年3月2日
「四国の右下」若者創生協議会

「四国の右下」移住アドバイザー配置事業委託業務の委託候補者を選定するため、公募型プロポーザルにより企画提案を募集します。

1 目的

「四国の右下」（徳島県南部圏域：阿南市、那賀町、牟岐町、美波町、海陽町）では、人口減少・過疎高齢化が喫緊の課題となっており、県外の移住希望者に対する「四国の右下」の魅力や移住の取組等のPR、さらには移住の検討のために地域を訪れた方々への相談対応を圏域が一体となって展開している。

本業務では、「四国の右下」移住アドバイザーを配置し、当アドバイザーが軸となり、移住相談窓口である徳島県南部圏域の各市町の移住担当者等の相談対応や、個々のスキルアップに資する研修等を行うとともに、地域で移住の推進に取り組む多様な主体と連携する等、「四国の右下」ならではの取組について企画提案し、その取組を実施する事業者を公募することで、移住相談体制の充実と、一層のネットワーク強化を図る。

2 業務概要

(1) 委託業務名

「四国の右下」移住アドバイザー配置事業委託業務

(2) 業務内容

別添仕様書のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

(4) 見積限度額

1,000千円（消費税及び地方消費税相当額（税率10%）を含む。）

3 委託契約の方法

(1) 契約方法

公募型プロポーザル方式により随意契約とする。

(2) 契約相手方の選定

公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最優秀提案者を選定し、契約予定者とする。

4 応募者の参加資格

次の要件を満たす日本国内の法人又は法人以外の団体であって、委託業務を的確に遂行するに足りる能力を有する者であることを条件とする。

(1) 法人等及びその代表者が、次の事項に該当しない者

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者

イ 地方自治法第244条の2第1項の規定により徳島県又は他の地方公共団体からの指定の取消しを受け又は当該処分の日から起算して2年を経過しない者

ウ 徳島県建設業者氏名停止措置要綱(平成14年4月18日建設第73号)及び徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置の対象となっている者

エ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

オ 暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団又はその構成員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団の構成員等」という。)の統制下にある団体

カ 会社更生法(昭和14年法律第154条)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされた者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者であっても、更生計画の認可が決定、又は再生計画の認可の決定が確定している者については、当該申立てがなされていない者とみなす。

- キ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者
- ク 徳島県の県税（法人事業税・法人県民税等）、法人税、地方法人特別税、消費税及び地方消費税並びに延滞金等を滞納している者
- ケ 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守していない者
- コ 役員（法人の監査役及び監事を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる団体
 - a 成年被後見人又は被保佐人
 - b 破産者で復権を得ない者
 - c 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - d 暴力団の構成員等
- サ 特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とする団体、公序良俗に反する等適当でないと思われる者

5 企画提案の参加・応募方法

業務委託者の選定に参加を希望する者は、次のとおり必要書類を提出すること。

(1) 参加申込書の提出

参加申込書（様式第1号） 1部

提出期限：令和5年3月13日（月）午後5時まで（必着）

(2) 企画提案書及び見積書等の提出

次の書類等を作成し、提出すること。ただしア～オについては正本1部、副本7部、カについては正本1部を提出すること。また、ア～オについては、電子データ（PDF）を（4）の提出先にメールで送付すること。

ア 企画提案書（様式第2号） 8部

イ 提案団体の概要（様式第3号） 8部

ウ 事業計画書（様式第4号） 8部

エ 見積書（業務収支計画書）（様式第5号）（「一式」のみの表記は不可） 8部

オ 実施スケジュール（様式第6号） 8部

カ 直近2期分の決算書又は税務申告書類一式 1部

（設立1年未満等で決算書がない場合は、事業計画書及び予算書）

（過去1年間に当協議会からの受注実績がある場合は、省略可）

提出期限：令和5年3月16日（木）午後5時まで（必着）

(3) 提出方法

持参（土日祝日を除く）又は郵送（特定記録で期限内必着）によること。

(4) 提出先及び問合せ先

〒779-2305 徳島県海部郡美波町奥河内字弁才天17-1

「四国の右下」若者創生協議会事務局

（徳島県南部総合県民局 地域創生防災部〈美波〉四国の右下発信担当）

電話：0884-74-7319

電子メール：nanbu_c_m@pref.tokushima.jp

6 応募に際しての留意事項

(1) 次のいずれかに該当する場合は、失格または無効とする。

ア 参加資格、提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合

イ 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

エ 本要項及び仕様適合しない場合

オ 応募者による業務履行が困難であると判断された場合

カ その他不正な行為等があったと「四国の右下」若者創生協議会が認めた場合

(2) その他

ア 企画提案書の作成、提出等応募に要する一切の費用は、応募者の負担とする。

イ 提出された企画提案書の差し替え及び再提出は、原則認めない。ただし、書類の不足及び不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じ、追加資料の提出を求める場合がある。

- ウ 選定されなかった企画提案書は、原則返却しない。
- エ 原則として、本業務の全部又は一部を第三者に委任し又は請け負わせてはならない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と認められる場合、事前に「四国の右下」若者創生協議会の承諾を得た上で、業務の一部を委託することができる。
- オ 提案が選定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として選定した者であるが、契約手続きを完了するまでは「四国の右下」若者創生協議会との契約関係を生じるものではない。
- カ 業務の実施にあたっては、関係各所と十分協議しながら事業を進めるものとする。
- キ 本要項に定めのない事項で疑義が生じた場合は、その都度協議するものとする。

7 本事業における質疑応答

(1) 質問の受付

令和5年3月2日（木）から3月9日（木）午前8時30分から午後5時15分まで
 （ただし、土・日・祝日は除く）

(2) 質問の提出

当該公募に係る質問は、質疑書（様式第7号）により行うものとし、「5 企画提案の参加・応募方法（4）提出先及び問合せ先」まで、書面持参、電子メールのいずれかの方法で提出すること。なお、電子メールの場合は、送信後、電話にて着信の確認を行うこと。

(3) 質問の内容

原則として、当該委託業務に係る条件や応募手続に関する事項に限るものとし、他の事業者からの提案書提出状況や積算に関する内容等は受け付けない。

(4) 質問に対する回答

原則として、電子メールにより回答する。

8 審査の方法等

(1) 審査方法

「四国の右下」若者創生協議会が別に設置する企画提案選定委員会（以下、「選定委員会」という。）において、審査基準に基づき総合的に審査及び評価を行い、最優秀提案者を選定する。

なお、企画提案に関し、必要に応じてプレゼンテーション審査を実施する。

※プレゼンテーション審査を実施する場合、審査の日程等については、審査に参加する提案者へ別途通知する。

(2) 審査基準

審査項目	配点
企画提案内容が事業の目的、主旨を十分に踏まえたものとなっているか。	30
提案内容が具体的で説得力があり、成果が期待できるものであるか。	30
業務を実施するための体制が整い、効率的に実施できる団体であるか。	15
準備も含め、業務全体が円滑かつ安定的に遂行できる計画となっているか。	15
提案の内容、成果から見て見積額及び積算根拠は妥当であるか。	10
評価点合計	100

(3) 審査結果の通知

審査結果は全ての提案者に対し、文書により通知するとともに、結果を徳島県ホームページにて公表する。ただし、審査の経緯については公表しない。

(4) 審査の結果、適切な事業者がない場合は、最優秀提案者なしとした上で再募集を行う。

9 日程

募集開始	令和5年3月2日（木）
質問受付	令和5年3月2日（木）～3月9日（木）
参加申込書の提出期限	令和5年3月13日（月）
企画提案書等の提出期限	令和5年3月16日（木）
選定委員会	令和5年3月中旬
審査結果通知	令和5年3月下旬

10 参加辞退

参加申込書の提出後、都合により参加を辞退する場合は、5の（2）に示す提出期限までに、応募辞退届（様式第8号）を提出すること。なお、辞退の届出は持参又は郵送（特定記録で期限内必着）によること。

11 契約の締結

- （1）選定委員会が選定した提案者を契約予定者とし、当該業務に係る随意契約の相手方とする。
- （2）契約内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、「四国の右下」若者創生協議会と契約予定者が協議を行い決定する。この協議の際に企画提案の内容を一部変更することがある。
- （3）協議が整った場合に、契約予定者から改めて見積書を徴収し、内容を精査の上委託契約を締結する。契約条項については契約予定者と協議して定める。